

平成23年(2011年)6月24日



埼玉県報

第 2 2 9 8 号
平成 2 3 年 6 月 2 4 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [重勝式勝者投票法に係る事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [人間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [中島用悪水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [一般国道463号の区域変更について\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人れでいばーど
- 三 代表者の氏名
飯塚 結花
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡三芳町大字北永井七 四番地九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、関東地区の妊産婦及び子育て家庭、また妊娠をのぞむ家庭に対して、心身共により自然で健やかな生活の提案に関する事業を行い、あたたかい家庭での次世代育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Village

三 代表者の氏名

村形 慶法

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台西五丁目十八番地ニルネ千間台百一

五 定款に記載された目的

家庭環境や経済的環境に恵まれない子どもが親もとへ帰れるまで、あるいは社会的に自立するまでの期間、子どもを養育、支援することで子どもの人権擁護及び健全育成を推進し、社会的養護の経験者が退所・措置解除後孤立してしまわぬよう、「社会的養護の再生産」を予防し当事者が援助者に転換できるような政策の提案や具体的取り組み・ネットワーク創りを行い、地域社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年9月1日(木)から平成24年9月30日(日)まで。ただし、平成24年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 国又は地方公共団体に種類及び規模をほぼ同じくする業務の受注実績があること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター旅費事務担当 田口、松村 電話048-830-2385(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月4日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月3日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年8月3日(水)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成23年8月4日(木)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年7月15日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年7月15日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Subcontracting of substitute input for the travel expense system.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 4, 2011

By registered mail or in person: 5:00 p.m., August 3, 2011

(3) Contact Information:

Travel Expense Group, Computerized Administrative Center,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2385

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十三年四月一日

三 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉成年後見支援センター

三 代表者の氏名

藤 原 欽 彌

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区八王子五丁目三番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度の任意後見、法定後見等の後見事務及びこれらに関する支援、相談を行うことにより、地域の高齢者や障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七七七十四号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第七百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中島用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	野口 一正	埼玉県幸手市大字榎野地四十三番地
同	大里 進之	同 惣新田七百四十七番地一
同	岡安 操	同 二千九百九十二番地一
同	濱田 常一	同 三千百四十二番地二
同	新井 福次	同 細野二百十番地
同	中村 幸市	同 下宇和田二十番地
同	齊藤 一夫	同 惣新田四千百十九番地
同	大澤 迪男	同 西関宿八十番地一
同	小林 英市	同 惣新田百八十三番地一
同	塩田 清司	同 千八十九番地一
同	大里 良助	同 千九百十一番地
同	高橋 英吉	同 二千六百三十五番地一
同	武藤 壽男	同 三千百九十九番地二
同	福島 健一	同 千三百九十五番地一
同	高橋 茂孝	同 二千八百四十八番地
監事	長嶋 文夫	同 三千六百七十一番地一
同	江原 敏行	同 二千二百六十四番地一
同	吉良 英光	同 千四百六十五番地

職名	氏名	住所
理事	野口 一正	埼玉県幸手市大字榎野地四十三番地
同	森 啓悦	同 惣新田八十番地一
同	澤間 孝之	同 九百一番地一
同	大里 清之	同 千四百四十八番地一
同	新井 福次	同 細野二百十番地

二 退任

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字根際久保一三一三の一、一三二六から一三二八まで、字桜久保一三五一、一三五二、字水上山一三四七の三、字金出岩一三七六、字御嶽東一四四九、字御嶽一四一八の一、一四一八の二、一四二の八、一四二の二、一四二三の一、一四二七の一、一四二七の四、字御嶽城山一四一一、一四一二、大字新宿字本郷前一二三四の三三から一二三四の三五まで、一三三七の一、一二四三の一六、一二四三の一八、一二四三の四二、大字二ノ宮字節入七五二の一、七五三の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水上山一三四七の三、字金出岩一三七六、字御嶽一四二七の一（次の図に示す部分に限る。）
(一四二七の四、字本郷前一二三四の三三から一二三四の三五まで・一二三七の一・一二四三の一六・一二四三の一八・一二四三の四二）以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 四百六十三号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一一二八番八地先まで</p> <p>同市大字下藤沢字谷ツ</p>	<p>入間市大字下藤沢字味方原</p> <p>六三一番一地先から</p>	区 間
<p>一一・七七〇</p> <p>二三・五八</p>	<p>一・九二〇</p> <p>二五・一三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>七二・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>大橋架換工事</p>		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月二十四日

指令川建セ第二二 一六 号

二 検査済証番号

平成二十三年六月二十日

川建セ第二三 二一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字春日五五五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県狭山市大字北入曾二四九番地の七

菅原 祐一

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十一年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	米 田 正 巳
埼玉県監査委員	齊 藤 正 明
埼玉県監査委員	加 藤 裕 康

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県民健康福祉村	【指摘21】 予約台帳の管理について	当該施設では、当日分の予約台帳を紙に印刷し、予約の空いている場合に当日利用のために使用している。使用後翌日には、予約台帳をシュレッダーにより廃棄している。当日利用については、この管理方法であるとその使用状況がデータとして保存されないことになる。数年間の一定期間は使用された予約台帳を保管すべきである。	今回の監査の指摘を受け、県は、適切な取扱いをするように指導した。公園緑地協会（指定管理者）は、平成21年10月以降、紙に印刷した当日分の予約台帳を、シュレッダーによる廃棄をせずファイル保管をする。保存期間については、個人情報流出防止の観点から1ヶ月間の保管の後、随時破棄とした。 また、当日利用の利用者も施設予約システムに利用者登録を行うため、利用項目、利用者、利用時間及び利用料金等の使用状況データが5年間電子データとして保存される。	健康づくり支援課
県民健康福祉村	【指摘22】 複数年契約の理由を明確に	複数年契約とする目的が決裁書を見る限り具体性に欠け明確でない。年度ごとに契約する場合に比べ、有利な条件で契約を締結できる理由や施設管理に習熟度、例えば単年度ごとに新たに業者を選定する場合と比べてどのような点が異なるのかなど、具体的な理由を示すべきであると考えられる。	公園緑地協会（指定管理者）は、契約事務量の軽減及び経費の削減を目的に複数年契約を導入している。今回の監査の指摘を受け、県は、具体的な理由を詳細に示すよう指導した。平成23年度更新の4件の複数年契約については、詳細な理由書が添付され、改善されている。	健康づくり支援課
県民健康福祉村	【指摘24】 随意契約にする理由を明確に	随意契約を結んでいるものは、ほとんどが100万円以下のものだが、見積もり合わせをしていないものは、決裁書に随意にする理由を明らかにすべきである。	公園緑地協会（指定管理者）は、協会財務規程に即して二人以上の相手方から見積書を徴収しているが、特定の業務による1者随契は理由書を添付していた。今回の監査の指摘を受け、県は、業務内容を詳細に記入し、1者随契であることを客観的に判断できる理由書を付けるように指導した。現在、詳細な理由書が添付され、改善されている。	健康づくり支援課

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
県民健康福祉 村	【指摘25】 個人情報の保 護の体制を整 えること	各個人の施設利用状況はパソコンにより管理され、各個人の最終利用日のデータが分かるようになっている。例えば、最終利用日から1年を経過したら、個人情報を削除するなどの対応をしなければ不要な個人情報を持つことになり、データ流出などの危険性も高まる。個人情報の管理の方針につき、ガイドライン等を作成し、それに沿った個人情報の保護を行っていく体制を整えることが望ましいと考える。	公園緑地協会（指定管理者）では、プライバシーマーク制度（JISQ15001:2006に準拠）に則った、「個人情報保護マネジメントシステム（PMS）」を運用しており、PDCAを繰り返しながら、継続的な品質向上を図っている。施設利用状況管理システムについては、平成23年5月に再編成し、併せて個人情報の保管期限を定めて対応した。	健康づくり 支援課
県民健康福祉 村	【指摘26】 現金の管理を 改善すること	1. 7,420円は現金扱いしているが、現金そのものではなく、立替金であり、当該勘定で処理すべきである。 2. 収入処理に関しては、管理資料は存在するが、帳簿上銀行入金されるまで簿外現金処理となっており、改めるべきである。 3. 所長が出納担当者を兼務しているが、管理のあり方として他の者が現金をカウントし、定期的な検証のため所長が実査するように改めるべきである。 4. 年度末では、券売機から引き上げた現金を現金収入として処理しているが、平成21年度3月末に151,750円あるが、現金実査した資料がない。裏付け資料の整備を図るべきである。	今回の監査結果を受け、県は指導し、現在は以下のように改善されている。 1. 22年度から立替金として当該勘定で処理をしている。 2. 平成22年4月から現金出納簿を作成し、日々の現金について確認している。 3. 平成22年度から所長以外の職員として、主幹を出納員と定めた。 4. 裏付け資料として金種票を作成し、金庫有り高確認明細により出納員が確認している。	健康づくり 支援課
農林公園	【指摘31】 県と一体と なって備品管 理台帳の整理 を進めていく こと	備品管理台帳は整備させているが、指定管理者へ管理委託をする前に、現品の存在、使用の可否、正常に機能するかの確認が十分に行われてこなかったのが、備品管理の問題点である。指定管理者は県に代わって備品についても適正な管理を行い、県は指定管理者の備品管理の状況をモニタリングし、管理状況の良否を判定していくわけであるが、その前提が成り立っていないことになる。 県と一体となって備品管理台帳の整理を進めていくことを求める。 なお、現在備品の確認作業を開始しているとのことであ	実地監査後の平成21年度から、県と指定管理者が一体となって備品管理台帳の整理を進め、平成23年3月に同台帳の整理を終えた。 今後、県は指定管理者の備品管理の状況をモニタリングし、管理状況の良否を確認していく。	農業政策課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

施設名等		監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要			
熊谷スポーツ文化公園	【指摘34】 備品の実地棚卸を行うこと	今後県との管理責任を明確にするためにも備品の実地棚卸を適時に実施し、帳簿との照合を行っていくべきである。その際、使用の可否、機能的陳腐化により今後の使用に耐えないようであれば、県の承認の下、適切な廃棄処理も必要である。 実地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実行性を高め少なくとも年に1回は実施することが望ましい。		熊谷スポーツ文化公園の備品は熊谷県土整備事務所が管理しているため、平成23年3月に熊谷県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
埼玉スタジアム2002公園	【指摘46】 備品の実地棚卸を定期的行うこと	今後県との管理責任を明確にするためにも備品の実地棚卸を定期的実施すべきである。その際には、実施可能性を考慮して、実地棚卸を行う備品の金額や実施時期などの一定の基準を設定することにより実行性を高め、少なくとも年に1回は実施することが望ましい。		埼玉スタジアム2002公園の備品は大宮公園事務所が管理しているため、平成23年2月に大宮公園事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘47】 所沢市と免除条件を取り決めること	所沢航空発祥記念館では、所沢市からの申請により利用料金が減免される場合がある、この場合の申請できる条件が明確ではない。免除条件を県と所沢市で取り決める必要がある。また、上記申請における申請書に、申請理由を記載する欄を設け、申請理由を明確に記載しておく必要がある。		所沢航空記念公園の利用料金設定において、所沢航空発祥記念館の利用料金は、国又は地方公共団体が主催する事業の場合は無料若しくは半額している。 このため、指定管理者が、免除申請書に免除理由の記載欄を設け、申請案件ごとに審査し、決定することとした。	公園スタジアム課
所沢航空記念公園	【指摘55】 備品の実地棚卸を行うこと	県との管理責任を明確にするために、備品の実地棚卸を適時に実施することが必要である。また、上述しているように、モニタリング調査において、備品棚卸に関して指摘されていない。制度の厳格な運用を期待したい。		所沢航空記念公園の備品は川越県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に川越県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。 また、モニタリング時に確認することとした。	公園スタジアム課

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
秩父公園	【指摘66】 備品の棚卸を 行うこと	備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	秩父公園の備品は秩父県土整備事務所が管理しているため、平成22年12月に秩父県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
吉見総合運動公園	【指摘67】 備品の棚卸を 行うこと	備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	吉見総合運動公園の備品は東松山県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に東松山県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
久喜菖蒲公園	【指摘68】 備品の棚卸を 行うこと	備品の実地棚卸がされていない、実地棚卸を行うべきであり、また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	久喜菖蒲公園の備品は杉戸県土整備事務所が管理しているため、平成22年11月に杉戸県土整備事務所と指定管理者で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
狭山稲荷山公園	【指摘69】 狭山市に備品の定期的な棚卸を求めること	備品の定期的な棚卸がされていない。狭山市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	狭山稲荷山公園の備品は川越県土整備事務所が管理しているため、平成22年9月に川越県土整備事務所と指定管理者である狭山市で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
和光樹林公園	【指摘70】 和光市に備品の定期的な棚卸を求めること	備品の定期的な棚卸がされていない。和光市に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	和光樹林公園の備品は朝霞県土整備事務所が管理しているため、平成22年11月に朝霞県土整備事務所と指定管理者である和光市で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果			監査結果に基づき、又は参考として 講じた措置の内容	担当課所
施設名等	項 目	概 要		
権現堂公園	【指摘71】 久喜市（旧栗橋町）に備品の定期的な棚卸を求めること	久喜市（旧栗橋町）では、備品の定期的な棚卸がされていない。栗橋町に定期的な棚卸実施を求めるべきである。また、その際、遊休品、陳腐化品の把握を行い、存在したならば、速やかに処分を行うべきである。	権現堂公園の備品は杉戸県土整備事務所が管理しているため、平成23年3月に杉戸県土整備事務所と指定管理者である久喜市（旧栗橋町）で棚卸を実施し、以降も年次協定書別紙の貸与物品に基づき、毎年1回備品の使用状況を確認することとした。	公園スタジアム課
いきいき埼玉	【指摘72】 応募資格の確認を要す	募集案内の応募資格には県内在住の満60歳以上とあるが、健康保険証や免許証などによる応募者の住所及び年齢確認がされていない。選考をする上で、受付時に応募資格を公的書類により確認することが必要と考える。	平成22年度以降、二年制課程、一年制課程専科コースについては、応募時に、運転免許証の写しなど資格要件を確認できるものを求めることとした。 一年制課程については、はがきで募集し抽選により入学者を決定していることから、要件を満たしていない場合は入学を取り消す旨を応募要領に明記し、入学手続きの際に確認できるものを求めることとした。	NPO活動推進課
農林公社	【指摘77】 備品棚卸を行うこと	備品棚卸は現状では行われていない。現在実施に向けて準備中とのことであるが、早急に行うべきである。	平成22年5月から備品の棚卸を実施し、今後も指定管理者に対するモニタリングの際に備品の確認を行う。	生産振興課